

議案第122号

## 静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。